

第 9 期甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の 策定について

I 介護保険事業計画・高齢者福祉計画とは

1. 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第 117 条第 1 項

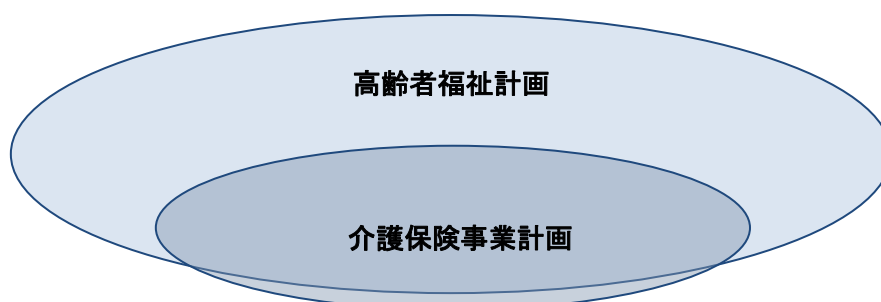
市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2. 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。



○都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

○基本指針では、以下の事項について定めることとされています。

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

○第9期（令和6年度～8年度）においても、第8期計画と同様に2025年度及び2040年度の中期的な推計及び第9期の目標の設定が求められています。

<介護保険事業計画 制度改訂の経過>

第1期（平成12～14年度）	介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定
第2期（平成15～17年度）	新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入
第3期（平成18～20年度）	高齢者医療確保法施行（特定健診の導入、老人保健事業の健康増進事業への移行）
第4期（平成21～23年度）	「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行（在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化（認知症初期集中支援推進事業）など）
第5期（平成24～26年度）	
第6期（平成27～29年度）	
第7期（平成30～令和2年度）	地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組
第8期（令和3～5年度）	地域共生社会の実現に向けた体制づくりと介護保険制度の持続可能性の確保に取り組む
第9期（令和6～8年度）	

これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

II 介護保険事業計画の策定サイクル

- 介護保険事業計画は、国が示す基本指針や各地域の実情を踏まえた上で、3年に一度見直しが行われます。
- 国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期の介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。
- 令和4年度中に、各自治体（保険者）においては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の各種実態調査を実施し、住民意向の把握や、サービス提供体制の検討を行い、令和5年には、第9期の計画策定を進めることとなります。

表：介護保険事業計画の期間と制度改正に係る流れ

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護保険事業計画の期間	第8期 介護保険事業計画			第9期 介護保険事業計画		
制度改正等のスケジュール		社会保障審議会 における議論	制度改正の 準備	制度改正の施行		
		令和4年12月 取りまとめ				

参照：第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会 資料1「第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について」

III 第9期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

令和5年2月27日に厚生労働省で開催された第106回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針見直しの議論が行われました。国の基本指針の基本的な考えや見直しのポイントは以下のとおりです。

◆第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

【基本的な考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる **2025年を迎える** ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える **2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増し**、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある **要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な **施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

【見直しのポイント（案）】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進